令和２年度広島県教員等資質向上指標（主幹教諭）【暫定版】

|  |  |
| --- | --- |
| 区分※１ |  |
| ※２ | 教諭・講師指標【授業】，養護教諭指標【学校保健】及び栄養教諭指標【食に関する指導】【学校給食の管理】のそれぞれの発展期と共通。 |
| 生徒指導 | 教諭・講師指標，養護教諭指標及び栄養教諭指標の発展期と共通。 |
| 人材育成 | 「学びの変革」の推進を通して，文化や価値観の違いを認識し，様々な人材と協働して，失敗を恐れず果敢に挑戦し続ける新たな価値を創造するよう，主任等に人材育成に向けた働き掛けについて助言ができる。 |
| 教職員の主体性が発揮されるよう，適宜適切な指導助言を行いながら，教職員の意欲や資質の向上，使命感の高揚，能力開発を図ることができる。 |
| 教職員個々の能力・適性等を的確に把握し，教職員の学び続ける意欲を高め，新たな実践につなげるための指導助言を行うことができる。 |
| 組織・環境づくり | 教職員の能力・適性や職務遂行状況等を把握するとともに，教職員と適切にコミュニケーションを図り，校務の一部を整理し，主任等を取りまとめ，校務分掌間の調整をすることができる。 |
| 校長の方針のもと，教職員一人一人が持っている力を最大限に発揮し，自由闊達な明るい雰囲気の中で生き生きと教育活動に取り組むことのできる環境づくりについて調整することができる。 |
| 学校における働き方改革推進の視点から校務を捉え，改革の推進に向けた具体的な取組を企画・立案することができる。 |
| 命を受けた校務における当該学校の課題を把握し，改善のための方策を企画・立案し，主任等に組織的・計画的な校務の運営について助言することができる。 |
| 教職員の意見等を取りまとめ，改善策等を管理職に提案することができる。 |
| 保護者・地域・  関係機関等との協働 | 校長の方針のもと，保護者や地域，関係機関等との良好な関係を維持するための具体的な方策を企画・立案することができる。 |
| 「地域とともにある学校づくり」を推進するため，学校や地域の実態を踏まえ，学校と地域が連携・協働する体制を維持できるよう関係機関等との調整について進行管理をすることができる。 |
| 危機管理 | 法令等を遵守するとともに，教職員の服務管理が適切に行われるよう，規律確保に向けた取組を推進することができる。 |
| 幼児児童生徒の安全を確保するために，生徒指導体制の整備や学校安全（生活安全・交通安全・災害安全）に関する教育を円滑に進めるための取組についての調整・進行管理をすることができる。 |
| 教職員の危機管理に対する意識を高め，生起した事案に対して組織的に取り組む体制を整備するための取組及び未然防止のための取組についての調整・進行管理を行うことができる。 |

※１　各区分は，相互に結び付いている。

※２　区分名は，教諭については授業，養護教諭については学校保健，栄養教諭については食に関する指導及び学校給食の管理。